

国立大学法人大分大学看護補助職員処遇改善一時金支給規程

令和6年3月26日

令和6年規程第32号

(目的)

第1条 この規程は、デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）における、看護補助者に対する処遇改善のための施策を踏まえ、大分大学医学部附属病院（以下「病院」という。）において看護補助業務に従事する職員に支給する看護補助職員処遇改善一時金（以下「一時金」という。）に関し必要な事項を定める。

(支給対象)

第2条 一時金は、国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号）第4条第2項第9号に規定するパートタイム職員のうち、病院において看護補助業務に従事する技能補佐員（病棟及び高度救命救急センターに係る業務に従事する者に限る。以下「看護補助職員」という。）に支給する。

(支給要件)

第3条 一時金は、看護補助職員のうち、令和6年2月1日から令和6年3月31日までの間（以下「対象期間」という。）に在職し、かつ、当該在職した月の給与が支給される者に対して支給する。

(支給額)

第4条 一時金の支給額は、対象期間における勤務時間数の合計に30円を乗じて得た額とする。
2 前項に規定する勤務時間数には、時間外勤務を命ぜられていた場合には当該勤務時間数を、国立大学法人大分大学非常勤職員の勤務時間等に関する規程（平成16年規程第36号）第9条に規定する年次有給休暇又は第11条第1項に規定する有給休暇を取得していた場合には当該休暇の時間数を含む。

(支給方法等)

第5条 一時金の支給日、支給方法等は、国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号）に準ずる。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、一時金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。